

朝倉市建設工事における予定価格等の事前公表要領

(趣旨)

第1条 この要領は、朝倉市が発注する建設工事の競争入札に関し、予定価格等の入札執行前の公表を行う場合の取り扱いに必要な事項を定め、入札契約手続きの透明性・客観性・競争性のより一層の向上に資することを趣旨とする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象となる工事は、市が発注する建設工事のうち、競争入札に付する工事とする。

(公表の内容)

第3条 事前公表の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入札予定価格。ただし、消費税及び地方消費税相当額を控除した入札書比較価格とする。
- (2) 最低制限価格又は低入札価格調査基準価格。ただし、消費税及び地方消費税相当額を控除した入札書比較価格とする。

(公表の方法等)

第4条 一般競争入札にあつては入札説明書に、指名競争入札にあつては、指名通知書に入札書比較価格を記載して公表するものとする。

(入札の辞退)

第5条 事前公表を行った場合において、入札参加予定者が予定価格の制限の範囲内の価格で入札に応じられない旨を表明したときは、入札前に辞退届を提出させるものとする。この場合、辞退したことをもって不利益な取り扱いはしないものとする。

(入札の回数)

第6条 予定価格等の事前公表の対象工事の入札回数は1回とする。

(工事内訳書の提出)

第7条 事前公表を行う入札にあつては、入札参加者は、工事内訳書を提出しなければならない。

(雑則)

第 8 条 予定価格等を事前に公表する工事にあつては、朝倉市契約に関する規則（平成 18 年朝倉市規則第 5 1 号）の規定にかかわらず、本要領を適用するものとする。

2 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。